

平成29年度 第2回  
胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会《次第》

日時 平成29年12月21日(木) 13:30～  
場所 胆振総合振興局 2階 保健環境部会議室

1 開 会

2 挨拶 地域づくり推進員 岩本 浩吉

3 議 題 意見交換「地域課題への対応について」

4 その他

5 閉 会

平成29年度 第2回  
胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会《名簿》

[敬称略]

	氏 名	備 考
地域づくり推進員	岩本 浩吉	
地域づくり委員	櫻井 知津子	欠席
	窪田 るみ	
	三浦 幸三	
	増川 拓	
	佐藤 弘太郎	欠席
	及川 昌弘	欠席
	堂前 文男	
	高橋 芳恵	
	園田 亜矢	
	澤山 麻由子	

	所 属	職 名	氏 名	備 考
事 務 局	胆振総合振興局 保健環境部 社会福祉課	社会福祉課長	武岡 勇	
		主査(地域福祉)	澤田 卓也	
		主 任	佐藤 智範	
	胆振圏域障がい者 総合相談支援 センターるぴなす	センター長	小林 繁市	欠席
		地域づくりコーディネーター	大竹 保彰	
		地域づくりコーディネーター	國松 直人	

平成29年度 第2回  
胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会《座席表》

日時 平成29年12月21日(木) 13:30~

場所 胆振総合振興局 2階 保健環境部会議室

[敬称略]

	〈委員〉 堂前 文男	〈委員〉 高橋 芳恵	
〈委員〉 増川 拓			〈委員〉 澤山 麻由子
〈委員〉 三浦 幸三			〈委員〉 園田 亜矢
〈委員〉 窪田 るみ			

〈推進員〉  
岩本 浩吉

〈事務局〉 國松J-ટે`イ-ター	〈事務局〉 大竹J-ટે`イ-ター	〈事務局〉 武岡課長	〈事務局〉 澤田主査
----------------------	----------------------	---------------	---------------

〈事務局〉  
佐藤主任

入  
口

平成29年度 第2回

胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 《資料》

## 地域課題への対応について〈事務局-案〉

### 1 委員からの課題提起

- 地域課題に係る各委員からの発言趣旨（第1回委員会）

- 障がい福祉サービス事業所に係る人材の確保、質の向上（研修の機会の確保）、人員配置基準等の緩和、人材不足に伴う事業所の不足
- 障がい者の雇用に係る助成制度の拡充、通年雇用の問題、障がい者の高齢化に伴う就労支援
- **重症心身障害児<sup>(※1)</sup>や医療的ケア児<sup>(※2)</sup>の支援を行う事業所の不足** など

### 2 課題の検討及び整理

- 現在、道及び市町村では、「国の基本指針」<sup>(※3)</sup>に基づき、「第5期障害福祉計画」<sup>(※4)</sup>（計画期間：平成30年度～平成32年度）の策定作業中
- 計画策定の基本となる「国の基本指針」に新たに盛り込まれた「障害児支援の提供体制」に関する事項

基本的考え方	「重症心身障害児」及び「医療的ケア児」に対する支援体制の充実
成果目標 (平成32年度末)	主に「重症心身障害児」を支援する「児童発達支援事業所」 <sup>(※5)</sup> 及び「放課後等デイサービス事業所」 <sup>(※6)</sup> を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保、市町村単独での確保が困難な場合は圏域で確保

(※1) 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複していること

(※2) NICU等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児

(※3) 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号（最終改正：平成29年厚生労働省告示第116号）；直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たっての即すべき事項を基本的な指針として定めたもの

(※4) 障がいのある子どもへの支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、地域において必要な障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画

(※5) 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う事業所

(※6) 幼稚園及び大学を除く学校に就学し、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業所

### 3 課題への対応方向

- 委員から提起された課題や、国の基本指針に新たに盛り込まれた事項等を踏まえ、第5期障害福祉計画における平成32年度未成果目標の実現に向けた参考となるよう「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を対象とした「重症心身障害児」の受入体制等に係る調査を実施

調査項目 (案)	
受入れの可否	「可」の場合 → 受入可能人数 / 受入可能地域 / 連携状況 / 研修受講状況 / 受入実績 / 研修受講状況 / 対象者の状態像 (人工呼吸器 / 吸引等) / 受入条件 (付添 / 事前面接等) / 受入可能地域 (所在地以外)
	「否」の場合 → 受入否の理由 (受入可能な条件)

(※) 管内事業所数 (平成29年12月1日現在)  
児童発達支援事業所 (26事業所) 放課後等デイサービス事業所 (36事業所)

- 調査の実施に当たっては、現在、国において検討されている報酬改定の内容や、道及び市町村が策定作業中の第5期障害福祉計画の内容等を踏まえて実施

時期	作業内容
H29.12～H30.3	第2回委員会の意見等を踏まえて調査項目の整理、第3回委員会で報告
H30.4～H30.5	事業所への調査の実施、調査結果を整理
H30.6～H30.7	第1回委員会で調査結果を報告、市町村へ調査結果を情報提供

「重症心身障害児」の受入体制等に係る調査 調査票

○事業所種別	_____	○記入者氏名	_____
○法人名	_____	○電話番号	_____
○事業所名	_____	○FAX番号	_____
○事業所住所	_____	○メールアドレス	_____

空欄があります。

貴事業所における「重症心身障害児」の受入状況等についてお伺いします。

1 重症心身障害児の利用は可能ですか

可	_____	→ 問2を回答願います
不可	_____	→ 問12を回答願います

2 医療的ケアが必要な重症心身障害児の利用は可能ですか

可	_____	→ 問3～問11を回答願います
不可	_____	→ 問12を回答願います

3 重症心身障害児の受入可能人数

人数	_____	→	うち医療的ケア必要	_____
----	-------	---	-----------	-------

4 事業所・施設の所在地以外に居住されている方の受入れは可能ですか

可	_____	→	医療的ケア必要	可	_____
不可	_____		不可	_____	

5 他機関との連携について

している	_____	→	主治医が所属する医療機関	_____
していない	_____		嘱託医が所属する医療機関	_____
			他の事業所等	_____
			市町村の保健師・福祉担当	_____
			事業種別	_____

6 医療的ケアに関連した研修等を受けたことがありますか（介護職員等のたん吸引等研修など）

ある	_____	→ 主催者と研修名を記載してください
ない	_____	

主催者	_____
研修名	_____
主催者	_____
研修名	_____

7 受入れをした対象者に必要な医療的ケアの状態

人工呼吸器を使用	_____	経管栄養	_____
気管切開（気管内挿管を含む）	_____	中心静脈栄養（IVH）	_____
吸引	_____	導尿	_____
在宅酸素療法	_____	いずれかを選択ください【複数選択可能】	

8 利用の期間中、家族等の付添いは必要ですか

必要	
不要	

9 付添いのほかに、家族に依頼することはありますか

事前の体験利用	
事前に面接（本人の状態など聞き取り）	
事前に医師の診察	
主治医の診断書、所見書、依頼書の提出	

その他
-----

10 受入実績について

	医療的ケア	
	必要	不要
受入れ実績なし		
受入れ中		
受入れたことがある		

(理由)

→ 対象者がいない

その他（自由記載）

11 受入れについて、特に留意したことや困難だったことなど

--

12 受入れをしていない理由は

看護師などの医療専門職がない	受け入れた経験がなく対応できない
対応できる職員配置ではない	他機関との連携が難しい
建物の構造上受け入れることが難しい	利用定員に空きがない
設備（医療機器等）が整っていない	受入れを打診されたことがない
他の利用者との接触による事故の恐れ	

その他（自由記載：受入れ可能の条件（こうすれば受け入れられる など））

--